

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十九条の三及び第二十九条の八並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の四の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 金子 一義

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、第四百四十六条の三十」を「から第四百四十六条の三十まで」に改める。

第四百四十六条の二十九の次に次の一条を加える。

（船舶長距離識別追跡装置）

第四百四十六条の二十九の二 総トン数三〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三〇〇トン以上の船舶（船舶

安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する船舶長距離識別追跡装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第二百九十九条第二項中第三十九号を第四十号とし、第三十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 船舶長距離識別追跡装置

第二百九十九条第四項中「第三十五号」を「第三十六号」に、「同項第三十六号」を「同項第三十七号」に、「同項第三十七号及び第三十八号」を「同項第三十八号及び第三十九号」に、「第三十九号」を「第四十号」に改め、同条第五項中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同条第六項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第三百条第二項第二号中「第三十二号」を「第三十三号」に、「第三十六号及び第三十九号」を「第三十七号及び第四十号」に、「第三十二号まで及び第三十六号」を「第三十三号まで及び第三十七号」に改

め、同条第四項中「第三十六号」を「第三十七号」に、「前条第二項第三十九号」を「前条第二項第四十号」に改め、同条第六項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

(船員法施行規則の一部改正)

第二条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の一九を第三条の二十とし、第三条の十八を第三条の十九とし、第三条の十七を第三条の十八とし、第三条の十六の次に次の一条を加える。

(船舶長距離識別追跡装置の作動)

第三条の十七 船舶設備規程第四百六条の二十九の二の規定により船舶長距離識別追跡装置を備える船

舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶長距離識別追跡装置を常時作動させておかなければならない。

ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保するためやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、船舶長距離識別追跡装置を停止した場合は、遅滞なく、海上保安庁に通報しなければならぬ。

第十一条第二項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 第三条の十七ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかつたとき。

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正)

第三条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式旅客船安全証書中

「キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日
更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日...
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of const
where applicable, date on which work for a conversion or an alt
modification of a major character was commenced.....

「建造の日

Date of build:

建造契約が結ばれた日

Date of building contract.....

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction.....

引渡しの日

Date of delivery.....

又は用途変更
.....
Mutation or, or
.....
Modification or

.....」

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
 Date on which work for a conversion or an alteration or modification
 of a major character was commenced (where applicable)
 該当する日付をすべて記入すること。
 All applicable dates shall be completed.

改め、同様式旅客船安全証書のための設備の記録(様式P) 5中

4 船舶自動識別装置(AIS)
 Automatic identification syst

em (AIS)

4.1 船舶自動識別装置(AIS)
 Automatic identification system (AIS)

4.2 船舶長距離識別追跡装置(LRIT)
 Long range identification and tracking s

system (LRIT)

13 国際信号書
 International Code of Signals

13 国際信号書

International Code of Signals

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

.....において発給した。

(記録の発給の場所)

ISSUED AT.....

(Place of issue of the Record)

(発給の日)

(Date of issue)

(管海官庁 氏名) (印章)

.....
に改める。

第二号様式（管海官庁が交付するもの）及び（船級協会が公布するもの）中

「キールが据え付けられ
更若しくは主要な変更若
Date on which keel was
where applicable, date
modification of a major

「建造の日

Date of build:

建造契約が結ばれた日

Date of building contract.....

キールが据え付けられた日又はこれと

た日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変

しくは改造が行われた場合にはその開始の日.....
laid or ship was at a similar stage of construction or,
on which work for a conversion or an alteration or
character was commenced.....」

々

Date on which keel was laid or ship was
引渡しの日
Date of delivery.....
用途変更又は主要な変更若しくは改造
Date on which work for a conversion
of a major character was commenced
該当する日付をすべて記入すること。
All applicable dates shall be comple

.....
同様の建造段階に達した日
at similar stage of construction.....

に始まる。

.....
が行われた場合にはその開始の日
or an alteration or modification
(where applicable)

ted.

」

第三号様式 (管海官庁が交付するもの) 貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E) 3 中

船舶自動識別装置 (AIS)

Automatic identification system (AIS)

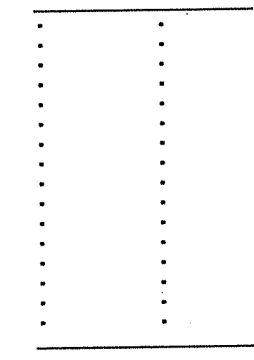
4.1	船舶自動識
	Automatic
4.2	船舶長距離
	Long range

別装置 (AIS)

identification system (AIS)

識別追跡装置 (LRIT)

identification and tracking system (LRIT)



13 国際航空海上捜索救
IAMSAR Manual, Vol 1

13 国際航空海上捜索救助手引書第三卷
IAMSAR Manual, Volume III

この記録がすべての点において正しいこと
THIS IS TO CERTIFY that this Record is

助手引書第三卷

ume III

.....

.....において

(記録の発給の場所)

を ISSUED AT.....

(Place of issue

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

.....

を証明する。

correct in all respects

発給した。

に改める。

of the Record)

.....
(管海官庁 氏名) (印章)

第三号様式 (船級協会が交付するもの) 貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E) 3 中

船舶自動識別装置 (AIS)
Automatic identification system (AIS)

「
4.1 船舶自動識別装置
Automatic
4.2 船舶長距離
Long range
」を

別装置 (AIS)
identification system (AIS)
識別追跡装置 (LRIT)
identification and tracking system (LRIT)

.....
.....

「
13 国際航空海上捜索救
IAMSAR Manual, Vol1
」

」

13 国際航空海上捜索救助手引書第三卷
IAMSAR Manual, Volume III

この記録がすべての点において正しいこと
THIS IS TO CERTIFY that this Record is
.....において

(記録の発給の場所)

ISSUED AT.....

(Place of issue

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

助手引書第三卷 Volume III
.....

を証明する。

correct in all respects
発給した。

..... に改める。
of the Record)

(船級協会名)

.....
(署名)

」

第五号様式貨物船安全証書中
「キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日
更若しくはは主要な変更若しくはは改造が行われた場合にはその開始の日...
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of const
where applicable, date on which work for a conversion or an alt
modification of a major character was commenced.....

「建造の日

Date of build:

建造契約が結ばれた日

Date of building contract.....

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

又は用途変

.....
 ruction or, 改
 eration or
」
 Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction.....
 引渡しの日
 Date of delivery.....
 用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
 Date on which work for a conversion or an alteration or modification
 of a major character was commenced (where applicable)
 該当する日付をすべて記入すること。
 All applicable dates shall be completed.

改め、同様式貨物船安全証書のための設備の記録 (様式C) 5中
 4 船舶自動識別装置 (AIS)
 Automatic identification syst

em (AIS)
」
 4.1 船舶自動識別装置 (AIS)
 Automatic identification system (AIS)
 4.2 船舶長距離識別追跡装置 (LRIT)
 Long range identification and tracking s

system (LRIT)

.....

14 国際航空海上捜索救助手引書第三卷
IAMSAR Manual, Volume III

14 国際航空海上捜索救助手引書第三卷
IAMSAR Manual, Volume III

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

..... において発給した。

(記録の発給の場所)

ISSUED AT.....

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

(管海官庁 氏名) (印章)

第九号様式中

甲
乙
丙
丁
戊
己
庚
辛
壬
癸

を

…
に改める。

_____」

用	途		建造契約が結ばれた日	
	キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日		引 渡 し の 日	

「(注) 1
2
3 造

「交付・書換え・再交付」中不要の文字は抹消すること。
建造年月日の欄には、キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日を記載すること。
氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」

「(注) 1 「交付・書換え・押
2 氏名を記載し、押

・再交付」中不要の文字は抹消すること。
印することに代えて、署名することができる。」

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十二月三十一日（次条において「施行日」という。）から施行する。

(船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第四百四十六条の二十九の二の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書とみなす。